

最高人民檢察院



- n 名称：国際知的財産保護フォーラム
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- n 設立：2002年4月16日
- n 目的：IIPPFは、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- n ホームページ：www.iipf.jp
- n 事務局：日本貿易振興機構（JETRO）
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先：JETRO 北京センター知的財産権部
TEL：6528-2781
FAX：6528-2782

2007年9月

最高人民検察院 御中

国際知的財産保護フォーラム
座長 宗国 旨英

知的財産侵害品対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に四回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月、2006年4月及び6月）、貴国の中央政府機関を訪問させて頂き、知的財産侵害品対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。まず、このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝申し上げます。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱（2006-2007年）」を策定されるなど、知的財産を重視した貴国の姿勢を歓迎致します。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向に歩みだしております。実際に、昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事業が進行及び実現しており、2006年12月に開催された意見交換会では大変有意義な意見交換を行うことができました。

また、IIPPFは、貴国に対し、今までにいくつかの建議事項を提案して来ましたが、2004年12月に「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」が施行され、その成果として、刑事事件としての取締が増加したと伺っており、感謝申し上げます。2007年4月に施行された「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（2）」によって、刑事移送の要件が一層、緩和されたことについては歓迎しており、今後、知的財産権侵害に対する司法保護が一層強化されるものとして期待しております。

さて、今回ご検討頂きたい建議事項は、昨年10月にIIPPF会員企業及び団体（全189メンバー）に対して実施致しましたアンケート等に基づいたものとなっております。

建議事項としまして（1）「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に関する各建議、（2）模倣品業者に対する取締り及び制裁の強化に関連する建議を取り上げさせて頂いており、本建議内容を私どもと貴院にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴院が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

建議事項目次

- 一．「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に関する建議事項
 - 1．「定罪・量刑基準」における点数基準の拡大
 - 2．繰り返しの違法行為に対する対策強化

- 二．模倣品業者に対する取締り及び制裁の強化に関連する建議事項
 - 1．刑事罰の適用となる対象の拡大
 - 2．巧妙化する手口に対する対策の強化
 - 3．公安部との連携強化
 - 4．知財関連犯罪の立件・捜査の強化
 - 5．刑事移送の適正化に対する監督強化

以上

一、 司法解釈に関連する建議及び確認事項

1. 「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に関する建議事項

(1) 「定罪・量刑基準」における点数基準の拡大

2004年12月22日に施行された「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（以下、本建議書において、「刑事司法解釈1」と言います。）」及び2007年4月7日に施行された「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（2）（以下、本建議書において、「刑事司法解釈2」と言い、刑事司法解釈1と併せて、「刑事司法解釈」と言います。）」によって、「定罪・量刑基準」が規定されております。そして、定罪・量刑基準の基準値としては、一定の金額による基準の他に、一部の罰条については知的財産権侵害品の製造・販売の点数による基準も設定されています（刑事司法解釈1第3条第1項第1号等）。

この点、元来、模倣品・海賊版の製品価格は算定しにくいことが多く、また、製造段階で半製品が押収された場合も価格算定が困難であり、金額基準しか設定されていないと、基準値の充足性の判断が困難である場合もあります。これに対して、点数基準も設定されていると、このように金額算定が困難である場合であっても、点数については、一般に算定しやすく、かつ明確であります。その結果、摘発担当機関の担当官にとっても、基準値の充足性の判断が容易となり、確実かつ迅速な取締りの実現に資することになるものと思われま

す。以上の観点より、現在、点数基準が選択することができない刑事司法解釈1第1条及び2条について、刑事司法解釈1第3条のように、金額基準のみならず、点数基準を選択できるようにしていただくよう建議致します。

(2) 繰り返しの違法行為に対する対策強化

「繰り返しの違法行為」の対策については、以下の通り、過去の違法行為が処罰されたにも拘わらず、違法行為を繰り返す場合と、処罰されることなく、違法行為を繰り返す場合とに分けて、建議致します。

①過去の違法行為が処罰されたにも拘わらず、違法行為を繰り返す場合（「再犯」）の対策強化

※「再犯」という用語は、厳密には、刑法に違反する行為を犯して、刑事罰を受けた者が、複数回、刑法に違反する行為を繰り返すことを指し、行政罰を受けた者が、複数回、同様の違法行為を犯す場合には使用されないと思われま

すが、本建議書では、便宜上、かかる場合についても、「再犯」と表記致します。

貴国においては、模倣品・海賊版・偽劣製品の製造・販売行為（本項目において、「模倣行為」と言います。）に対しては、司法ルートのみならず、行政ルートでの救済が規定され

ております。各摘発担当行政機関による迅速な対応については、多くの日本企業も感謝している次第です。

しかし、かかる行政機関の取り組みにも拘わらず、残念ながら模倣行為は横行しており、特に、一度、模倣行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、再び、同様の模倣行為に及ぶという再犯の被害が多発しております。

具体的な被害状況と致しましては、IIPPF が 2005 年 11 月に実施したアンケート調査結果によれば、模倣行為によって被害を受けた企業のうち、75%強が、過去に、模倣行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、同じ事業者による再犯被害を受けた事例の報告もございます。その中には 3 回、4 回と模倣行為を繰り返す悪質な事例も存在しております。最近の事例と致しましても、添付別紙の通り、以下のような再犯被害事例が報告されております。

再犯者は、一度、模倣行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、再度の模倣行為に及んでいるものであって、これは過去に科された行政罰の抑止力が十分でない可能性があると思われ、特に、刑事罰による抑止が期待されるところです。

刑事司法解釈 1 によると、基本的には、定罪・量刑基準の基準値を超過する知的財産権侵害行為について刑事罰の対象とされておりますが、刑法第 213 条、第 215 条、第 216 条、第 217 条に違反する知的財産権侵害行為については、金額や数量に拘わらず、「その他の情状がひどい場合」についても刑事罰の対象となると規定されております（刑事司法解釈 1 第 1 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号、第 3 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号、第 4 条第 4 項、第 5 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号）。

この点、再犯事案は、一度、処罰を受けたにも拘わらず、再度、同様の模倣行為を行ったという点で、典型的に情状がひどいと言える場合が多いと言えます。刑事司法解釈 2 第 3 条第 1 項において、執行猶予が適用されない場合として、過去に刑事罰や行政罰を受けた場合が規定されておりますが、これはまさにこの趣旨に基づくものであると思われまます。ところが、実務上、再犯ということを重視して、刑事司法解釈 1 の各条項の「その他の情状がひどい場合」と認定して、刑事移送された事例はほとんどないようです。

以上の観点より、再犯者に対しては、当該再犯行為自体が定罪・量刑基準の基準値を充足しない場合であったとしても、積極的に「その他の情状がひどい場合」に認定していただき、刑事移送していただくよう、意見、司法解釈等を出すこと、又は、過去に刑事罰や行政罰を受けた場合を、刑事移送の要件として新たに明記するべく刑事司法解釈を改正いただくことをご検討いただくよう建議致します。

なお、上記規定に基づき、刑事罰を科したとしても、当該刑事罰が科される対象は、あくまで新たに犯した知的財産権侵害行為であり、過去の知的財産権侵害行為を処罰対象とするものではありません。過去の知的財産権侵害行為については、あくまで、再犯者の反省がない、という限度で、悪情状の事由として斟酌されるだけであり、同行為の存在そのものに対する刑事責任を問題としている訳ではございません。したがって、この場合、同一の知的財産権侵害行為に対して、二重に処罰を科すことにはならないと考えられますので、念のため、補足させていただきます。

また、偽造品製造行為に対する刑事罰について規定する、刑法第 140 条及び「偽造悪質商品刑事事件処理に係る関連法律の具体的適用に関する若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈（以下、本建議書において、「偽造品司法解釈」と言います。）」につ

いても、定罪・量刑基準が規定されております。しかし、刑事司法解釈の場合と異なり、金額・点数等に拘わらず、「情状がひどい場合」に刑事罰適用できるようにはなっておりませんので、基準値を充足しない再犯者に対して刑事罰が適用できる余地がございません。

つきましては、**刑法第140条及び偽造品司法解釈**につきましても、「**その他の情状がひどい場合**」に刑事罰が適用できるようにして、再犯者に対して、積極的に「**その他の情状がひどい場合**」に認定していただくよう、併せて、ご検討いただければと思います。

② 処罰されることなく、違法行為を繰り返す場合の対策強化

近時、模倣品・海賊版の製造・販売ロット数を小口・分散化させる事例が多く出てきております。これらの小口・分散化は、定罪・量刑基準の基準値を充足することを免れるために行われていると考えられます。

この点、刑事司法解釈1の第12条第2項及び偽造品司法解釈の第2条によると、何らの処罰も受けていない過去の違法行為については、これを累積して計算するとされておりますので、本来であれば、同一人物が、ロット数を小口・分散化していても、これらを合計して、基準値を超過した場合には刑事罰を適用しなければならないこととなります。ところが、残念ながら、このような事例について刑事罰が適用された事例は、我々が知る限り、ほとんどないようです。**かかる現状に鑑み、これらの司法解釈の各条項について、取締り担当行政機関に周知徹底いただいた上、これを確実に執行するよう、御指導いただくことを建議致します。**

また、上記建議に拘わらず、そもそも本各条項の執行については、前提として、過去の個々の違法行為を把握する必要があると、この点に関する証拠収集及び立証は、非常に困難であります。逆に言いますと、この点に関して、適切な手当をしていただかない限り、このような事案に対して、適切な刑事罰適用は実現できないおそれがあり、究極的には、これらの条項が死文化してしまうことになってしまいます。**かかる実情に鑑みて、何らの処罰を受けていない過去の違法行為の金額算出につきまして、これを容易に算出できるような規定を創設いただくこと等ご検討頂くよう、建議致します。**

二. 模倣品業者に対する取締り及び制裁の強化に関連する建議事項

1. 刑事罰の適用となる対象の拡大

昨年の官民合同ミッションの際にも建議させていただきましたが、知的財産権侵害行為を抑制する上で、以下の2つの行為類型の刑事罰化についてお力添えいただくことを、再度、建議させていただきます。本建議事項は、法改正事項であり、昨年のミッションの際にも、貴院が直接の担当ではないことを御連絡いただきまして、我々もその点は承知しており、本件に関しては、他の立法機関に対しても建議させていただいております。もっとも、一方で、本件は、貴院が大きな役割を果たしている刑事法実務に関する重要な事項でありますので、再度、建議させていただく次第でございます。ご検討のほど、何卒、よろしくお願い致します。

① 類似商標権侵害行為の刑事罰化

刑法第 213 条において、登録商標冒用罪の要件として「同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し」とされており、登録商標専用権の侵害行為に該当する類似商標を使用する行為が登録商標冒用罪の対象となっておりません。

確かに、刑事司法解釈 1 [t1] 第 8 条において、同一商標には被詐称登録商標と視覚上、根本的に区別がなく、公衆に商標の誤認を生じさせるのに十分である商標も含まれる旨が規定され、若干ながら同一商標の定義が広げられているということが出来ます。この点は、昨年官民合同ミッションの際にも言及いただきました。

しかし、現実には同一商標とはいえないような様々な類似商標が付された商標権侵害品が製造、販売されています。

知的財産侵害品製造・販売業者が類似商標であれば刑事罰を課せられないとの認識のもとに商標権侵害品を製造・販売し続ける恐れも有り、刑事罰による抑止効果を期待します。

上述の 2005 年 11 月に実施したアンケート調査の結果でも、類似商標による商標権侵害行為も刑事罰の対象に含めて欲しい旨の要望が出ており、また、同アンケートによれば、商標権侵害による被害を受けた企業のうち、78%が、類似商標の商標権侵害品の被害を受けており、その中の 47%の企業が類似商標の商標権侵害品が増加傾向にあるとの回答をしています。

こういった同一でない類似商標による商品であっても、消費者の混同を引き起こし、消費者に被害を与え中国の市場経済秩序を破壊しております。

また、日本を始め、例えば、韓国、ドイツ等の多くの国で既に類似商標が刑事罰の対象となっております。

したがって、類似商標の不正使用に対しても刑事罰の対象となるよう法改正いただくことについて、お力添えいただくよう、お願いします。

② 刑事罰の対象となる不正競争行為の種類の拡大

中国では不正競争行為に対する刑事罰の対象は、営業秘密侵害に限られており、反不正競争法第 5 条で規制している、他人の周知商品との混同惹起行為などは、刑事罰の対象となっておりません。このような不正競争行為は、消費者の混同を引き起こすものであり、中国の市場経済秩序を破壊するものです。横行する知的財産権侵害行為に対して、反不正競争法が非常に実効的に機能している現状に鑑み、同法のエンフォースメントを強化することは、貴国における健全な知的財産権保護秩序の形成につながります。かかる反不正競争法が現在果たしている機能の重要性に鑑み、反不正競争法第 5 条違反の行為も刑事罰の対象に追加していただくよう、お願い致します。

この点、他人の周知商品との混同惹起行為などの現行の反不正競争法第 5 条に限らず、今回の反不正競争法の改正において、[t2]他人の商品形態を冒用する行為や、他人の著名な商標や字号を企業名称に使用する行為等が不正競争行為の種類に加えられた場合には、これらの行為についても、刑事罰の対象となるようお力添えをお願いします。

なお、日本においても、貴国の反不正競争法第 5 条に規定されているような行為や形態模倣行為についてはそれが不正な目的を持ってなされた場合には、刑事罰が適用されるようになっております。

2. 巧妙化する手口に対する対策の強化

商標権侵害等を構成する違法表示部分と、それ以外の商品部分（以下、「商品本体部分」と言います。）を別の工場で製造した上、さらに別の工場等で組み立てて、違法物品を製造するという、模倣品製造の「分業化」の事例が報告されております。

かかる分業化事例の中でも特に悪質な事例と致しましては、添付別紙の通り、販売現場でラベル等を貼付して、まさに販売直前で違法状態を作出して販売されるような場合です。

かかる分業化事案に対して、摘発担当行政機関が摘発をしていただいた場合であっても、違法表示部分が没収されたり、その製造工場の製造設備が廃棄されるだけに止まり、商品本体部分・その製造工場については、何らの処分もされない事例が多く、報告されております。

この点、違法表示部分のみの製造は製造コストも少なく、容易であることが多いので、たとえ、この部分のみが没収されたとしても、改めて違法表示部分のみを新たに製造して、没収対象とならなかった商品本体部分に、新しく製造した違法表示を付することで、容易に、再び、違法状態を作出することができます。特に、商品本体部分を製造している工場が摘発対象とならず、引き続き、稼働していることが多いので、この傾向はより顕著であります。

そもそも、このような「製造行為の分業化」は、模倣品製造業者が貴国の知的財産権取締法規を意図的に潜脱するために行われているものであり、その意味で貴国の知的財産権法制度に対する重大な挑戦と言えます。かかる潜脱行為を許容してしまうと、貴国の摘発行為の成果を無に帰してしまい、ひいては、貴国の知的財産権取締制度の根幹を揺るがすことになってしまいますので、かかる行為こそ、厳重に取り締まる必要があると考えます。

上記を前提として、本問題について法律的な観点から分析すると、確かに、模倣品製造が分業化されている事例において、個々の商品本体部分の製造行為を、形式的に見ると、違法行為とは評価できないように思えます。しかし、個々の商品本体部分の製造行為が違法表示部分の製造行為と連動して、これらの行為が、最終的に一つの違法物品の形成に向けられたものであると言える場合には、実質的には、これらの行為は全体として違法な行為と評価すべきであり、その一部を形成する、個々の商品本体部分も違法性を帯びると解釈すべきと考えます。

この点について、貴国の関連規定（商標法実施条例第50条第2項、製品品質法第61条、偽造品司法解釈第9条、刑事司法解釈1第16条）においても、違法物品の保管、運送等に関与する行為についても違法とされていますが、違法表示部分を製造する者と通謀・連携しながら、商品本体部分を製造する行為については、違法物品の製造により直接的に関与しているという点で、保管、運送等を通じて、違法物品に間接的に関与している場合よりも、違法性は大きいと言わざるを得ませんので、当然に違法と認定されるべきであります。

以上の観点より、違法表示部分を没収する場合には、商品本体部分も没収の対象とすること、及び、違法表示部分を製造する者と通謀・連携しながら、商品本体部分を製造する者についても共犯として処罰することを明示いただくよう、刑事司法解釈1第16条を改正する等ご検討いただくことを建議致します。

3. 公安部との連携強化

昨年の官民合同ミッションの際にも建議させていただきましたが、検察当局として、引き続き公安部と緊密に連携して知的財産侵害事件に対する取締案件を迅速かつ積極的に捜査、起訴していただきたいと存じます。

この点について、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」において、『「行政法執行と刑事司法の情報共有プラットフォーム」の手法を積極的に広めることで、行政法執行と刑事司法の連携作業システムに近代的手段と長期的に有効な作業プラットフォームを提供し、行政法執行と刑事司法の連携作業をまさに案件の審理中に反映することを促す。』、『知的財産権保護のための基礎データ報告システムを開発し、定期的に国外への中国の知的財産権保護の法執行データを報告する』といった記載があり、これらの点について、昨年の官民合同ミッションの際に、実施の建議をさせていただきましたところ、貴院より、行政執行機関と司法機関との間の連絡会議制度の設定、各省レベルの市場整理整頓専門の弁公室の取り組み等、具体的なお話をいただきまして、また、楊庁長講演においても詳細に説明いただきまして、大変感謝しております。

この点について、その後の更なる進捗状況等ございましたら、ご説明願えればと思います。また、昨年の官民合同ミッションの際に、これらの貴院の取り組みを通じた連携の強化に関する具体的なデータを御提示いただけるという旨を言及いただきましたが、本データについても併せてご提供いただければと思います。

4. 知的財産権関連犯罪の立件・捜査の強化

刑法第7節「知的財産権侵害罪」として、刑法213条から219条に7種の犯罪類型が規定され、多くの模倣品業者は本節の規定により立件されております。これらの各罰状の他に、楊庁長講演の際に、多くの知的財産権侵害犯罪事件について、刑法分則第三章第一節「偽造された劣悪な商品の製造・販売」に記載された各犯罪及び第八節第225条の不法経営罪の適用がある旨について言及いただきました。

これらの罰条の適用につきましても、模倣品業者に対する取締り強化に資するものでございますので、引き続き、立件・捜査を強化いただくよう御願い致します。

また、不法経営罪（刑法225条）については、適用件数が多いにも拘わらず、必ずしも、適用要件が明確でないように思われますので、具体的な適用事例をご教示いただければと思います。

5. 刑事移送の適正化に対する監督強化

地方保護主義の典型的な現れと致しまして、本来は、刑法及び刑事司法解釈に基づき、刑事移送されるべき案件が、工商局、質量局等の行政機関が貴部に不当に移送しない、地方の公安が刑事移送すべき事案であると認識したにも拘わらず、不当に捜査を行わない、送検しないという事例が、あるようです。

敢えて我々が申し上げるまでもない事項かと思料いたしますが、本来刑事移送されるべき重大な事案が、適切に移送されない事態が生じることは、貴国が、違法性の相対的に低い行為については行政処罰を科し、違法性の相対的に高い行為については刑事処罰を科すという、貴国独自の処罰制度を有名無実化し、その制度の根幹を大きく揺るがしてしまう

とも考えます。

この点について、貴院におかれましては、楊庁長講演の際に、本来刑事移送されるべき事案が移送されていない事案を調査いただき、具体的なデータとともに、この監督・指導を強化いただいている旨、及びこれに関連する汚職犯罪の訴追を強化した旨を御報告いただいております。我々としては、大変に心強く思っている次第でございます。**捜査実務及び刑事法規の双方に精通し、刑事捜査を統括する貴院こそが、かかる地方保護主義改善の「一番の核」となると確信しておりますので、引き続き、監督強化のほど、よろしくお願ひ致します。**また、日本産業界としても、刑事不移送や不起訴決定に疑義のある場合には、法定の不服審査手続の活用等を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

以上